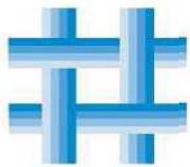


当事者目線条例の実践について

～一人ひとりのいのちが輝く共生社会の実現に向けて～



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

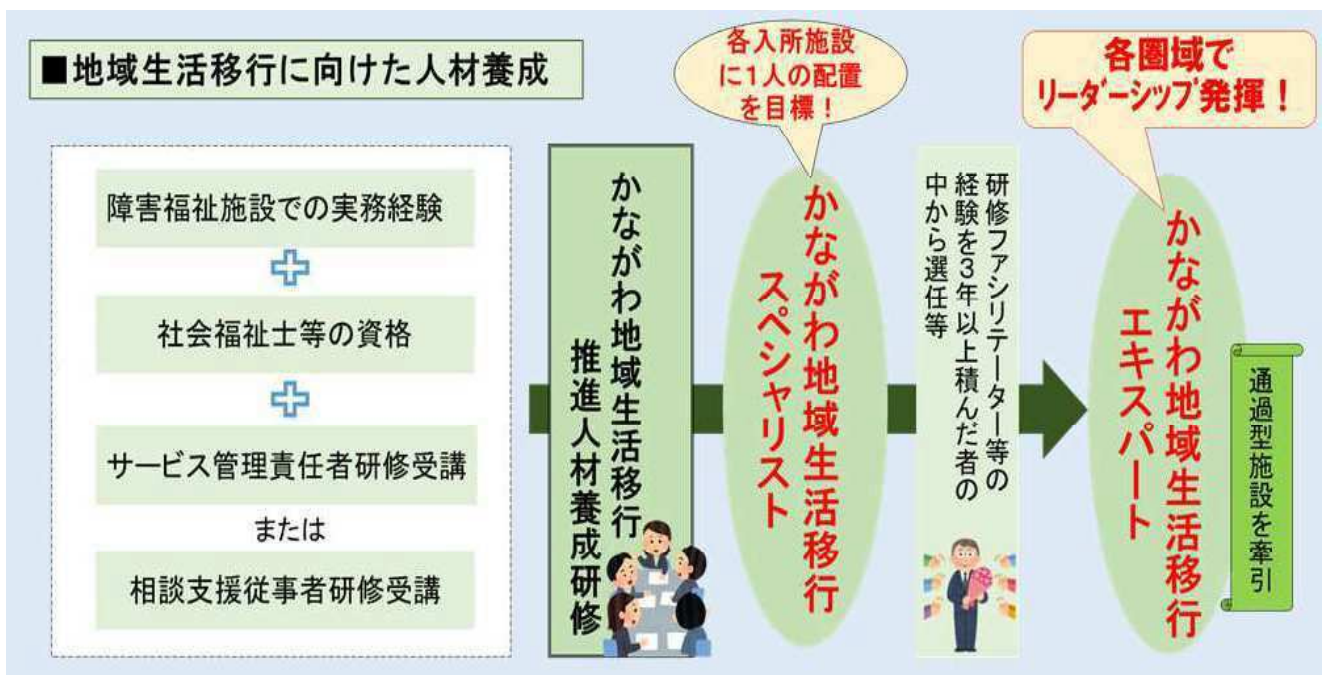
ともに生きる

翔子

令和5年3月

神奈川県障害サービス課

⑧ かながわ地域生活移行推進人材養成事業



事業のねらい

【その人が希望する場所で希望する暮らしを実現するために】

- 入所施設の利用者の支援が、施設への入所や、そこで生活することがゴールになっていないか？
- 個別支援計画作成の際、地域の資源を活用する視点をどう持つか？
- 入所施設の地域生活移行の取組が報酬上評価されていないが、担当者を位置づけ、何らかのインセンティブを設けられないか？
- 人材確保が困難な状況の中、魅力のある仕事としてケアワーカーのキャリアパスを描けないか？

2

地域生活移行ワーカーの配置

- 県所管域の各入所施設（障害児入所施設は除く）に地域生活移行ワーカーを配置し、配置加算（県立施設を除く）を設け、地域移行のさらなる促進を図る。
- 地域生活移行ワーカーは所定の要件を満たす必要がある。
県が実施する**研修の受講** + 自立支援協議会など、地域課題を把握しているネットワークへの参加や、自ら構築していることを確認の上、
「地域生活移行スペシャリスト」として認定証を交付。
- 県が実施する研修の受講要件
 - ①入所施設職員として5年以上の経験があること。
 - ②国家資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）を有していること。
 - ③サビ管・児発管の実践研修、もしくは相談支援従事者初任者研修を受講済みであること。

3

圏域ワーカーの設置

- 各スペシャリストの中から、圏域に一人「**地域生活移行エキスパート**」業務を委託。業務内容は、
 - ①各施設に配置されたスペシャリストのとりまとめ。
 - ②圏域内の地域移行希望者の把握、移行先の開拓、基幹相談等の圏域の関係機関との連携、移行先となるGHへエキスパートの関与を条件とした補助金の案内・受入れの助言等により、地域生活移行の促進に必要な活動を行う。

※（活動目標 圏域の地域生活移行者 5人/年）
- エキスパートの要件
スペシャリストであること、かつ、スペシャリストの養成に係る研修にファシリテーターや講師として3年間活動の実績があること。
※R5～の3年間は活動実績を猶予し、県が指名し認定証を交付する。

4

さらに

スペシャリスト、エキスパート専用の県単補助金

- ①エキスパートの働きかけに応じ、連携の上、人員の加配により、重度障がい者（強行、医ケア、重心）を受け入れたGHに対し補助（最長1年間）。
※GHは、申請時、申請書に**エキスパート**の署名が必要
- ②スペシャリスト、エキスパートが自施設の入居者について地域生活移行を検討する際に地域での様々な経験を重ねる活動に必要な、交通費を対象に、交通費の一部を補助。
※入所施設は、申請時、申請書に**スペシャリスト**の署名が必要

5